

## 〇ほほえみの郷優先入居指針

### 1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム鶴ヶ島ほほえみの郷（以下「施設」という）が、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省第 39 号）（以下「施設基準」という。）に基づき、入居希望者の入居を決定する場合における入居決定過程の透明性、公平性を確保するため、入居希望者に関わる入居判定基準及び入居手続きを明確にし、施設入居の円滑な実施に資する事を目的とする。

### 2 入居対象となる者

(1) 入居対象となる者は、介護保険法に基づく認定結果において、要介護 3 から要介護 5 までの要介護者及び、居宅において日常生活を営むことが困難なことにについてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入居（以下「特例入居」という。）が認められる者とする。

(2) 特例入居の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことにについてやむを得ない事由があることに関し、以下の事情を考慮する。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

### 3 入居申し込み

#### (1) 申し込み受付

- ① 施設は、特別養護老人ホームほほえみの郷入居申込書（様式 1）及び申し込みに必要な添付書類を確認する。
- ② 申し込みに必要な認定調査票の写しが保険者から取得が不可能な場合、（様式 2）を認定調査票の代わりとして確認する。
- ③ 入居申し込み受付は原則として入居希望者または家族と面接を行う。
- ④ 入居申し込み受付後 2 か月以内に入居順位の通知を行う。

#### (2) 受付簿の作成と選考者名簿

- ① 申し込みを受理する際、入退所決定手続きについての説明をし、申込書の「説明確認欄」に署名を受けた後受付簿に記載を行う。又、入居順位の評価基準（様式 3）による点数化を行い、その点数順に選考者名簿に記載する。
- ② 個人の情報は受け付け順に整理番号にて管理する。

### 4 入居順位の評価基準

(1) 次に掲げる各号によって 100 点満点で点数化し、選考者名簿内の申し込み順位を確定する。

- ① 介護の必要の程度及び心身の特性
- ② 介護者の状況
- ③ 在宅介護の状況
- ④ 本人の住所地

(2) 前項の内容で順位付けが困難な場合には、待機期間及び年齢を勘案する。

5 入居順位の決定の手続き

施設は入居検討委員会を設置し入居順位を決定する。

6 施設の受け入れ態勢による調整

委員会は次に掲げる各事情を総合的に勘定し、入居順位の変更及び調整をする事が出来る。

(1) 個別の事情

- ① 要介護度3から要介護度5の者で特に緊急性を要する者。(認知症による生活自立度)
- ② 入居後の家族関係の維持又は施設入居により家庭関係の回復がはかれる者。
- ③ 対象者及びその家族が経済的困窮に陥り、日常生活介護の維持が困難な者。
- ④ 他の入居または入院施設に在し、当該施設から再三の退所又は退院を求められる者であって、在宅復帰が困難な者。
- ⑤ 特例入居の対象となる者

(2) 生活集団の事情

- ① 性別に応じた居室の状況
- ② その他特別に配慮しなければならない個別の事情

7 結果の通知

施設は、申込受付後最初に開催する委員会で決定された順位について申込者に特別養護老人ホーム優先入居順位検討結果通知書(参考様式5)により通知する。

8 特別な事由による入居

(1) 次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入居の決定をする事が出来る。

- ① 災害や事件又は事故等により委員会を招集する余裕がない場合。
- ② 鶴ヶ島市から緊急要請の(老人福祉法による措置委託)斡旋のある場合。

(2) 施設へ申し込み後、その他特別な事由が挙げられるものについては、入居検討依頼書(様式11)の提出後、委員会の裁決により検討される。

9 申し込み内容の変更

申し込み内容に変更が生じた際に変更通知書(様式8)と必要書類を添付し提出することで、選考者名簿の情報が変更される。

10 入居辞退者の取り扱い

入居申込者は施設の入居を辞退する場合、特別養護老人ホーム入居申し込み取り下げ書(様式9)を提出することにより辞退することができ選考者名簿から削除される。

11 入居意思確認後の辞退者の取り扱い

入居の意思を確認したにも関わらず、一時辞退があった場合には順位を繰り下げ、一定期間経過後入居辞退者から再度の申し出がない場合は、選考者名簿から削除し受付簿に記載する。

12 情報の取り扱い

(1) 情報の取り扱いについては個人情報保護法の規定に順ずることとする。

(2) 個人の情報書類の保管期間については次に掲げる各号の通りとする。

- ① 申し込み書類は取り下げ後、その日より5年の施設保管期間とする。
- ② 入居中の書類は退所後、その日より5年の施設保管期間とする。
- ③ 契約者及び申込者からの申し出がある場合、規定される保管期間を過ぎたものは、申し出があった契約者及び申込者へ譲渡することができる。譲渡されないものに関しては、鶴ヶ島ほほえみの郷にて処分される。